

第22期第14回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和5年7月25日（火） 13：30～14：35

II 場 所：福島県水産会館 1階研修室
(いわき市中央台飯野4丁目3-1)

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

(1) 議案

- | | |
|--------|---|
| 議案第1号 | 特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問・答申）
(くろまぐろ) |
| 議案第2号 | 小型定置漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問・答申） |
| 議案第3号 | 漁業の免許について（諮問・答申） |
| 議案第4号 | 小型定置漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議） |
| 議案第5号 | 沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について |
| 議案第6号 | 河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について |
| 議案第7号 | 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について |
| 議案第8号 | 福島海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について |
| 議案第9号 | 福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部改正について |
| 議案第10号 | 福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の制定について |
| 議案第11号 | 福島県水産業振興審議会委員候補者について（依頼） |

(2) 報告事項

- ア 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第59回）の結果について

- 6 閉会

IV 委員の定数 14名

V 出席者

1 委員(11名)

(1) 出席者 11名

今野 智光 会長 鈴木 哲二 会長代理 今泉 浩一 委員
狩野 一男 委員 平 仁一 委員 永瀬 哲浩 委員
森田 政利 委員 山下 博行 委員 渡邊 登 委員
渡邊 千夏子 委員(WEB参加) 宮下 朋子 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長(併)海区事務局長	山廻邊 昭文
水産課主任主査	渡辺 透
水産課技師	安倍 裕喜
水産課技師	金子 直道
水産事務所長	平田 豊彦
水産事務所主任主査	千代窪 孝志
水産海洋研究センター所長	石田 敏則
水産海洋研究センター研究員	八巻 大吾
水産資源研究所長	山本 達也
海区事務局 主幹(業務担当)	佐久間 徹
" 主事	熊田 湧樹
" 主事	伊東 亮太
" 主事	金子 正子

1 開会（13:30～）

事務局（佐久間主幹）	それでは、定刻となりましたので、これより第22期第14回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
------------	--

2 会長挨拶

事務局（佐久間主幹）	それでは、会長より御挨拶をお願いいたします。
会長	<p>本日は、お忙しい中、第22期第14回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>令和5年度2回目の開催で、今回はいわき会場にお集まりいただきました。</p> <p>さて、本日は、議案11題、報告事項1題を予定しております。十分に御協議いただければと思います。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>

3 出席状況報告

事務局（佐久間主幹）	<p>次に、委員の出席状況を御報告いたします。</p> <p>本日は14名中、10名は会場に御出席をいただいており、1名、渡邊千夏子委員におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定による、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。</p> <p>よって、出席定数は11名であり、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。</p>
------------	---

4 議事録署名人選出

事務局（佐久間主幹）	<p>議事に先立ち議事録署名人を選出いたします。</p> <p>福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。</p> <p>では、会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは、議事録署名人には、今泉委員、狩野委員を指名いたします。</p> <p>両委員には、よろしくお願ひいたします。</p>
両委員	（「はい」）

5 議題

事務局（佐久間主幹）	<p>これより、議事に入ります。</p> <p>議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
------------	--

（1）議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問・答申）（くろまぐろ）

議長	<p>それでは、議案第1号「特定水産資源の漁獲可能量の変更について」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
山廻邊課長	<p>議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について御説明いたします。</p> <p>資料4ページをお開きください。</p> <p>令和5年6月8日付け5生流第1069号で貴委員会へ諮問しております。</p> <p>今回の諮問は、特定水産資源のうち「くろまぐろ」に関して、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5管理年度における国から都道府県に配分されている都道府県別漁獲可能量が変更されたことから、知事が定める知事管理漁獲可能量を変更する必要があるため、漁業法の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡辺主任 主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の渡辺です。</p> <p>議案第1号の内容について御説明します。</p> <p>資料6ページをお開きください。</p> <p>1の「概要」を御覧ください。</p> <p>今回の諮問の概要を御説明します。</p> <p>特定水産資源のうち、くろまぐろについて、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5管理年度における当初の知事管理漁獲可能量は、今年1月に貴委員会へ諮問の上決定し、令和5年3月28日に告示しております。</p> <p>今般、国において定める都道府県の漁獲可能量が、漁業法第15条第6項の規定に基づき変更されたことから、知事は、福島県資源管理方針に即して、知事が管理する区分における漁獲可能量を変更することとなりますので、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>4の「変更の内容」を御覧ください。</p> <p>2度の農林水産大臣からの変更通知に基づき、くろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量を当初の11.7トンから12.7トンに変更いたします。1トン増えておりますが、これは、令和4管理年度の未利用分が令和5管理年度に繰り越されたものが各都道府県へ配分されたことから、数量が変更されたものです。</p> <p>なお、くろまぐろ（大型魚）については、混獲が有った場合の</p>

管理分として配分されている数量であるため、追加の配分はありません。また、2度の変更通知は国が配分原資の再集計を実施したことによるものです。

資料5ページをお開きください。

県報に登載し、告示する案でございます。

資料中程の「第1 くろまぐろ（小型魚）」の部分を御覧ください。

知事管理区分の福島県くろまぐろ（小型魚）漁業に配分する数量を12.7トンといたします。

第2のくろまぐろ（大型魚）については、変更ありません。

なお、福島県くろまぐろ漁業とは、本県に住所のある者がくろまぐろを採捕する漁業を指すもので、漁法を特定するものではなく、知事がくろまぐろについて漁獲量の管理を行う区分の名称です。

本県におけるくろまぐろの採捕は、主にひき釣りにより行われておりますが、国から配分を受けた数量を、水域や漁法、採捕する時期により区分せず、県で一体として漁獲量を管理していくこととしております。

くろまぐろに関する漁獲可能量の告示に関しましても、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

引き続きまして、令和5管理年度におけるくろまぐろの漁獲量について説明いたします。

資料の8ページをお開きください。

ページ中程の1の(3)に令和5管理年度のくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の推移を示しております。6月にくろまぐろ（小型魚）の漁獲量が急増し、知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと判断したため、令和5年6月29日付で、当該魚種の採捕の停止を命じました。集計の結果、漁獲量の合計が

17.0トンとなり、令和5管理年度における漁獲可能量を超過いたしました。

今後の対応といしまして、漁獲量の超過数量分については、水産庁の仲介等による融通により、都道府県別漁獲可能量の追加配分を要望してまいります。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひします。

議長 ただ今の説明に対して、御質疑はございませんか。

永瀬委員 くろまぐろについては、4月、5月、6月の3ヶ月で漁獲枠を超えてしまった。現状は、一部の承認者のみでこの枠を消化してしまっているような状態である。そのため、今回のような事態にならないようなルール作りが必要であると考えています。例えば、時間制限や一日の水揚げ量を制限する等です。こういったルール作りをしていかなければ、トラブルが発生する可能性が考え

	<p>られます。</p> <p>くろまぐろの値段が高くなる冬の時期に漁獲できるよう、今後は、漁協組合員と無所属承認者との調整が必要だと思います。</p> <p>県でも調整等の御協力をお願いします。</p>
山廻邊課長	<p>貴重な御意見であると受け止めています。</p> <p>昨年度から、くろまぐろ漁獲の問題について様々な御意見をいただいております。関係者の御意見を聞きながら、管理の在り方を検討していきたいと考えております。</p>
議長	そのほか、御質疑はありませんか。
鈴木委員	<p>今、永瀬委員から意見がありましたが、買い受け人からも同様の意見が出ています。6月というまぐろの買い気がないうちに漁獲枠を消化してしまっていいのか。せっかくの資源なのでもっと買い気があるときに水揚げをすれば、水揚げ金額も上がり喜ばれるのではないのだろうか、と言う意見があったことを紹介したいと思います。</p>
議長	レジャー船がたくさん漁獲してしまったことが原因なのでしょうか。
永瀬委員	<p>昨年度は、夏場に一部の承認者が大部分を漁獲していました。夏場はくろまぐろの単価が低いため漁業者は漁獲しないが、一部の承認者はずっと漁獲していました。そうするとお金になるので一部の者だけで何トンも水揚げしてしまいます。去年は一部の承認者だけで枠内のかなりの割合を漁獲したと思います。</p>
議長	<p>漁業者は、生活のために単価のいいときに漁獲すると思います。一方で、レジャー船は生活がかかっていないので趣味の一部になってしまふと思います。このような状況になると、漁業者の生活が脅かされます。県ではこの問題について、指導等はできるのでしょうか。</p>
山廻邊課長	<p>今のお話を整理させていただきます。会長の御理解によると釣船のようなレジャー船がくろまぐろを漁獲していると認識されているかと思います。</p> <p>そうではなく、沿岸くろまぐろ漁業という枠組みの中で、承認されている漁業者になります。そのため、漁獲している方も承認されて漁業をしているという認識があります。</p> <p>永瀬委員の御意見としては、漁協に所属していない承認者は、他の漁業許可を受けていないため、偏った漁獲をしている。そのため、漁期初めにかなりの量のくろまぐろ小型魚を獲っている。</p> <p>このような結果、今年度早期の知事管理漁獲可能量の超過につながったと考えられます。</p> <p>今後は、枠の配分方法及び資源利用の仕方等を議論及び指導し、より有効な資源利用の仕方をする方向に動かしていく必要があると認識しております。</p>

議長	県全体の枠であるので、承認者の中で話し合いができるれば、トラブル等がなくなるのではないかと思います。
永瀬委員	くろまぐろを多く漁獲した船は漁船なのですか。
山廻邊課長	沿岸くろまぐろ漁業の承認船のため、漁船になります。
永瀬委員	漁獲枠が決められている中で、特段のルールを定めることなく漁獲されているのが良くないことだと思います。
議長	漁業法改正で変わってきてている部分があるので、今回の件については、漁協組合員のメリットがなくなってきたように感じられます。
永瀬委員	漁協組合員なら調整はしやすいですが、漁協無所属者は調整が難しいのが現状です。まず両者の調整が必要です。
議長	この問題については、全国海区でも話題にあがっています。国にも要望を伝えているところであります。県の方にもお力添え願います。 そのほか、御質疑はありませんか。
平委員	以前、相双地区では、ほっき貝について管理型漁業という方法がとられていました。県で稚貝のデータを集めて、相双地区全体の各浜で水揚げ量を制限していました。 くろまぐろもこのような方法にできないのでしょうか。
山廻邊課長	ほっき貝の事例についてお話し頂きましたが、漁業をする中で、どういった利用をすればより高い効果が得られるかというデータを元にして、漁業者の方が築いてこられた形かと思います。 くろまぐろについては、資源量が変化している中で、現在はいわき地区のみ問題となっておりますが、県全体で議論し、少しずつ資源管理の方法を検討していく必要があると認識しております。そのため、いきなり管理方法を大きく変えるのではなく、将来に向けて試行し理想に近づくため、少しずつ課題を整理及び調整していく必要があると考えております。
議長	そのほか、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定いたし

	ます。
議案第2号	小型定置漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（質問・答申）
議長	<p>議案第2号「小型定置漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について」を議題とします。</p> <p>知事から質問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
山廻邊課長	<p>議案第2号 小型定置漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件について御説明いたします。</p> <p>資料9ページをお開きください。</p> <p>令和5年7月10日付け5生流第1614号で、知事から貴委員会へ質問しております。</p> <p>内容の詳細につきましては、担当に説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡辺主任 主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課 渡辺です。</p> <p>議案第2号の内容について御説明いたします。</p> <p>資料12ページをお開きください。</p> <p>1の概要を御覧ください。</p> <p>今回の質問は、知事許可漁業のうち小型定置漁業について、知事が許可又は起業の認可をするため、漁業法及び福島県漁業調整規則の規定に基づき、制限措置の内容、申請期間、許可の基準を定めることから、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>なお、本件に係る説明において、「許可又は起業の認可」を「許可等」と省略して御説明します。</p> <p>資料中程、3の制限措置等及び許可の基準の必要性を御覧ください。</p> <p>現在許可している小型定置漁業の許可の有効期間は、令和5年11月29日までとなっております。</p> <p>今般、許可の有効期間が満了することから、令和5年11月30日以降の許可等をするため、制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を定め、公示する必要があります。</p> <p>また、制限措置で公示した許可等をすべき漁業者の数を超える申請があった場合、許可等をする者を定めるための基準を定める必要があります。</p> <p>今回お諮りする小型定置漁業の制限措置の内容は、令和5年</p>

6月8日から1か月、水産課ホームページにおいて案を公表して意見の募集を行い、その結果を踏まえ作成したものです。

なお、今回、意見の提出はありませんでした。

それでは、小型定置漁業の制限措置等の内容について御説明いたします。

4 制限措置等及び許可の基準の内容の表を御覧ください。

表の左側の欄に記載している項目は、許可等をするに当たり、漁業法及び福島県漁業調整規則に基づき知事が定める事項です。

項目の一番上の「漁業種類」については、表の右側「小型定置漁業」といたします。

次に「許可等をすべき漁業者の数」については、「2」といたします。

この数の設定について、表の欄外の米印を御覧ください。

許可等をすべき漁業者の数は、操業の実態や資源状況を勘案して判断すべきものではありますが、本県においては、本格的な操業拡大に向け取り組んでいるところであり、そのような実態においては、資源状況が評価しにくい状況であることから、震災前の許可数を上限とし、漁業協同組合への照会等を参考に設定しております。

表にお戻りください。

項目の上から3番目「操業区域」は、「小型定置漁業の許可等に関する取扱方針」のとおりとし、「漁業権者の同意があった共同漁業権漁場及び身網の設置される場所の最深部が最大高潮時において水深27メートル未満の漁場であって漁業調整及び公益上支障がないと判断される区域」といたします。

次の「漁業時期」についても、取扱方針のとおりとし、さけを対象とする場合は、毎年9月20日から11月15日まで、さけ以外を対象とする場合は、周年といたします。

次に、「漁業を営む者の資格」ですが、福島県に住所を有する者とし、法人の場合は、福島県に主たる事務所の住所を有することといたします。

以上が、制限措置の内容です。

次に、「許可等を申請すべき期間」は、一月の申請期間を設けます。

最後に表の一番下、「許可の基準」については、沿岸漁業の経営安定の観点から、現に小型定置漁業の許可を受けている者を優

	<p>先し順位付けを行い、許可等をする者を定めることといたします。</p> <p>これを踏まえ、県報において告示する案を資料10ページにお示ししております。</p> <p>また、許可の基準を11ページにお示ししております。</p> <p>なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしくお願いします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第2号 小型定置漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定いたします。

議案第3号 漁業の免許について（諮問・答申）

議長	議案第3号「漁業の免許について」を議題とします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
山廻邊課長	議案第3号 漁業の免許について御説明いたします。 資料14ページをお開きください。 令和5年7月10日付け5生流第1535号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細につきましては、担当に説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。
渡辺主任 主査	はい、議長。 水産課 渡辺です。 議案第3号 漁業の免許について御説明いたします。 資料26ページをお開きください。 漁業権切替に係る事務の流れをお示ししております。 今回の諮問は、資料の下段、「免許事務」と書かれた四角の中

の下から2番目の箇所で、令和5年8月31日をもって存続期間が満了する県内の海面における区画漁業権及び共同漁業権について、令和5年9月1日以降の免許をするに当たり、貴委員会の意見を求めるものです。

これまでの経過について御説明いたします。

県では、漁業権の一斉切替に当たり、関係漁協へのヒアリングや要望調査等により漁場計画の素案を策定し、関係機関との調整や、漁業法に基づく利害関係人からの意見の聴取を行ってまいりました。

その結果を受け作成した漁場計画の案について、令和5年1月24日に開催された海区漁業調整委員会において諮問いたしました。

貴委員会におかれましては、令和5年2月28日と3月7日に公聴会を開催し、令和5年4月18日付けで、県の立案した漁場計画に異議ない旨、答申をいただきました。

県では、この答申を受け、令和5年5月11日に漁場計画を決定し、5月23日に公表するとともに、免許予定日を令和5年9月1日、申請期間を令和5年5月23日から同年6月30日と定め、公示いたしました。

次に、申請状況について御説明いたします。

資料15ページをお開きください。

漁業権ごとの申請者をお示ししております。

表の左から、公示番号、漁業の種類、漁業の名称、漁場の位置、漁業権免許申請者及び申請者の住所を示しており、15ページは区画漁業権、16ページから20ページが共同漁業権となっております。

いずれの漁場においても、現在免許を受けている者から申請がありました。

次に、資料21ページをお開きください。

申請に当たり各申請者が提出した書類の一覧です。

表の左から、公示番号、申請年月日、申請受理年月日、申請者及び申請書類の一覧です。

いずれも、申請書の記載事項及び提出書類に不備はなく、申請期間内に提出されております。

次に、免許申請を受け、県において審査した結果について御説明いたします。

資料23ページをお開きください。

漁業権の取得は総会の特別決議事項とされておりますが、今回の免許申請においてその要件を満たしているか、また、漁業法において定める免許についての適格性について審査した結果を、漁業権ごとにお示ししております。

表の左から、公示番号、漁業権の関係地区、申請者、水産業協

	<p>同組合法第48条及び第50条関係の決議の適否、漁業法第71条関係として、適格性の有無及び不免許事項該当の有無、競願の有無、備考として総会の開催日をお示ししております。</p> <p>いずれも、法に定める要件を満たしており、不免許事項に該当するものはませんでした。</p> <p>これらの審査結果を踏まえ、県では、申請者に対して免許をすることが適当であると考えております。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第3号 漁業の免許について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、「異議なし」として答申することに決定いたします。
議案第4号	小型定置漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について (協議)
議長	議案第4号「小型定置漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について」を議題とします。 知事から協議されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
山廻邊課長	議案第4号 小型定置漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について御説明いたします。 資料27ページをお開きください。 令和5年7月10日付け5生流第1615号で、知事から貴委員会へ協議しております。 内容の詳細につきましては、担当に説明させますので、御審議をよろしくお願ひいたします。
渡辺主任 主査	はい、議長。 水産課 渡辺です。 議案第4号の内容について御説明いたします。 資料31ページをお開きください。 1の改正の概要を御覧ください。 今回の改正は、これまで知事許可漁業の許可等をするため制限措置等を告示した際に、文書法規上の修正が加えられたものについて、告示に倣い取扱方針の規定ぶりを修正するものです。

	<p>資料28ページをお開きいただき、取扱方針の新旧対照表の案を御覧ください。</p> <p>表の左側が改正案、中央が現行の取扱方針、右側が備考として改正理由を記載しております。</p> <p>下線の箇所が今回改正する部分ですが、取扱方針第3の制限措置のうち(4)漁業を営む者の資格について表現を改めるもので、内容が変わるものではありません。</p> <p>なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第4号 小型定置漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について、「異議なし」として回答することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、「異議なし」として回答することに決定いたします。
議案第5号	沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について
議長	議案第5号「沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について」を議題とします。 委員会指示ですので、詳細については事務局から説明をお願いします。
事務局(佐久間主幹)	議案第5号 沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について御説明いたします。資料は32ページからになります。 はじめに33ページの操業禁止区域の図を御覧ください。 この指示は、富岡川河口中央正東線以南の水深100メートル以深のはえなわ漁業を承認制とし、図の斜線部分を操業禁止区域とするものです。 資料34ページを御覧ください。 指示発動までの経緯等について、御説明いたします。 昭和57年から59年にかけて、沖合の天然礁で県外はえなわ船の操業が目立つようになり、漁場を独占している状況になりました。 指示発動の理由は、本県が自由漁業であり、他県と不平等であることから、委員会指示で対応することとし、昭和60年に指示

の発動が決定されました。

指示内容等の推移については、表に示したとおりで、平成2年6月に、県内船のみを対象とした承認枠数を決定し、最終的には、平成20年2月の漁業者協議会で内容の継続が決定され、現在に至っております。

資料35ページを御覧ください。表1は承認及び操業実績を示しております。近年は、勿来支所所属船3隻、江名町1隻の合計4隻を承認していましたが、令和4年は承認実績がゼロとなっております。

表2及び図1に、いわき地区におけるマダラの漁獲実績を示しております。はえなわ漁業では、平成27年に747kgの実績がありましたが、以降はございません。

現在、本県の沿岸漁業は、本格操業に向けた拡大操業が行われており、今後、操業がさらに拡大していくれば、従来同様の操業秩序の確保が必要ですので、従来同様の委員会指示の発動を御提案いたします。

資料32ページにお戻り下さい。

委員会指示の案について示しております。

これまでと同じ内容となっており、指示の概要について御説明いたします。

一、操業の承認、富岡川河口中央から正東の線以南の水深100m以深の福島県海域においてはえなわ漁業を営む者は、使用する船舶毎に委員会の承認を受けなければなりません。

二、承認の対象船舶は総トン数7トン未満です。

三、操業期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までです。

四、制限又は条件として、1操業の禁止区域、2承認証の備え付け及び標識の表示、3操業の協定を規定しています。

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがあります。

指示の有効期間は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までです。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第5号 沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について、原案どおり発動することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。

各委員	(挙手総員)
議長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。全員賛成ですので、原案どおり発動することに決定いたしました。
議案第6号 河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について	
議長	議案第6号 「河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について」を議題とします。 委員会指示ですので、詳細については事務局から説明をお願いします
事務局(佐久間主幹)	議案第6号 河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について御説明いたします。資料は36ページからになります。 はじめに、37ページを御覧ください。指示発動の背景と経緯を御説明いたします。 この指示は昭和56年から発動されております。対象魚種はサケで、河川の河口付近に集まるサケを保護し、増殖事業に必要な親魚の確保を促すものです。 指示発動までの背景ですが、サケ資源増大を目指していた増殖団体からの要望で、刺し網漁業を期間限定で禁止する県漁業調整規則が昭和49年に制定されました。 その後、海面漁獲の更なる制限が必要とされたことから、刺し網漁業に加え、自由漁業であった「はえなわ漁業」についても、委員会指示により昭和56年から禁止してきております。 指示内容等の推移については下段の枠のとおりとなっています。 資料38ページを御覧ください。 表1及び図1に、本県のサケ親魚回帰状況を示しています。東日本大震災の影響を受けた後、回復に向かうかと期待されましたが、令和元年以降、極めて少ない採捕尾数となっています。 資料39ページを御覧ください。福島県漁業調整規則第41条の2で示される区域の概念図を示しています。河口の半円を除く②の海域が、はえなわ漁業禁止区域となります。 資料36ページにお戻りください。 委員会指示の案について示しております。 内容は、福島県漁業調整規則第41条の2第1号から第5号に規定する区域においては、令和5年10月15日から同年11月14日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない、とするものでございます。 以上で御説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありますか。
各委員	(質疑なし)

議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第6号 河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について、原案どおり発動することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、原案どおり発動することに決定いたします。

議案第7号 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について

議長	議案第7号「小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について」を議題とします。 委員会指示ですので、詳細については事務局から説明をお願いします。
事務局(佐久間主幹)	議案第7号 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について御説明いたします。資料は40ページからになります。 はじめに、41ページを御覧ください。 指示発動の背景と経緯を御説明いたします。 この指示は、昭和27年に定置網保護のために発動され、現在は、サケなどの小型定置網の周囲を保護し、他の漁業の操業を制限する内容となっています。 指示発動の経過等については、資料に記載のとおりとなっています。 東日本大震災前の小型定置網操業実績は、共同漁業権漁業で3ヶ統、知事許可漁業の小型定置網が4ヶ統の合計7ヶ統ありました。 東日本大震災の津波により漁具が被害を受け、すぐに操業を再開できませんでしたが、令和2年11月に相馬双葉漁協から知事許可の申請があり、磯部、鹿島で2件の許可を受けています。今後は、操業拡大を目指し、操業の再開が見込まれることから、従来同様の委員会指示の発動を御提案するものでございます。 資料40ページにお戻りください。 委員会指示の案について示しております。 保護区域は、網漁具張り立ての位置から、前面500m、後面500m及び沖面500mの連絡線によって囲まれた区域です。 禁止する漁業種類は、まき網、固定式刺し網、流し網、機船船びき網、かご、どう及びつぼの各漁業でございます。 指示の有効期間は令和5年9月1日から令和6年8月31日までの1年間です。

	説明は、以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第7号 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について、原案どおり発動することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、議案第7号について原案どおり発動することに決定いたします。
議案第8号	福島海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について
議案第9号	福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部改正について
議案第10号	福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の制定について
議長	議案第8、9、10号「福島海区漁業調整委員会の規程の一部改正等」については、3つの議案を一括して、事務局から説明をお願いします。
事務局(佐久間主幹)	議案第8号 福島海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について、議案第9号 福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部改正について、議案第10号 福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の制定について、一括して御説明いたします。 これらは、国の「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、県の「福島県個人情報保護条例」が廃止され、新たに「福島県個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則」が制定されたことから、当委員会の関係する規程について、改正及び制定を行うものです。 それでは、それぞれの規程について概要を御説明いたします。 まず、委員会運営規程の改正についてです。 資料42ページをお開きいただき、2の改正の内容を御覧ください。 「福島県個人情報保護条例」が廃止されたことから、この条例を引用している箇所を改めるものです。 次に、公文書の開示等に関する規程の改正についてです。 資料48ページをお開きいただき、2の改正の内容を御覧ください。

この規程の改正は、公文書等を開示する場合の費用負担の区分を改めるもので、カセットテープ等の交付による開示を廃し、新たにDVDの交付による開示を追加し、これに係る費用を定めるものです。

その他、交付の区分及びその費用の表の整理、様式における規格の名称変更に対応する改正を行います。

最後に、個人情報の保護等に関する規程の制定についてです。

資料57ページをお開きいただき、1の制定の趣旨を御覧ください。

冒頭にも申し上げたとおり、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、県における個人情報保護制度については、法の規定が直接適用されることとなりました。

これに対応するために、当委員会においても現行の規程を廃止し、新たに必要な事項を定めるものです。

2の制定の内容を御覧ください。

新たに制定する規程では、法や施行条例において、委員会が定めることとされている開示の方法や費用負担について定めるとしております。

なお、これらの規程の改正及び制定について、今後、県報登載に当たり字句修正等軽微な変更があった場合には、その処理を事務局に一任していただきたいと思います。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひします。

議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第8号 福島海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について、議案第9号 福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部改正について、議案第10号 福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の制定について、原案どおり改正、制定することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、原案どおり改正、制定することに決定いたします。

議案11号 福島県水産業振興審議会委員候補者について

議長	議案第11号「福島県水産業振興審議会委員候補者について」、知事部局から依頼されていますので、知事部局から説明をお願いします。
山廻邊課長	<p>それでは、議案第11号 福島県水産業振興審議会委員候補者について、御説明いたします。</p> <p>資料の62ページをお開きください。</p> <p>福島県水産業振興審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づき、知事の附属機関として設置されております。水産業振興計画の樹立や実行など、水産業に関する重要事項を調査・審議いただくことと定められております。</p> <p>資料の63ページを御覧ください。</p> <p>委員の構成ですが、「福島県水産業振興審議会規則」第2条に基づき、第1号委員として市町村の長、第2号委員として水産業関連団体の役職員、第3号委員として海区漁業調整委員会の委員、第4号委員として漁村の青年女性組織の代表者、第5号委員として学識経験者、計15名の委員で構成されています。</p> <p>任期は、規則第4条に基づき2年間となっており、現委員の任期は、令和3年11月1日から令和5年10月31日となっております。</p> <p>資料の65ページをお開きください。</p> <p>現委員の名簿でございます。海区漁業調整委員が構成員となる第3号委員については、宮下朋子委員に就任いただいております。</p> <p>資料の61ページをお開きください。</p> <p>知事から貴委員会への依頼文でございます。現在の審議会委員の任期が今年の10月末で満了いたしますので、後任委員の推薦について、貴委員会に依頼するものでございます。</p> <p>最後に、資料の66ページをお開きください。</p> <p>これまでに第3号委員に就任いただいた貴委員会委員をお示ししたものですですが、水産業振興審議会においては、漁業関係者の委員が第2号委員として既に構成員となっていることから、これまでには、学識委員または中立委員から推薦をいただいております。</p>
議長	ただ今の説明に関して、知事部局から原案があれば示してください。
山廻邊課長	<p>それでは、福島県水産業振興審議会委員候補者について、知事部局からの原案を説明いたします。</p> <p>現在、貴委員会から中立委員である宮下朋子委員に令和3年4月より就任いただいており、令和12年度までの長期計画である福島県農林水産業振興計画の策定に関わっていただきました。審議会では、策定された福島県農林水産業振興計画に基づき、施策</p>

	が履行されているか等について審議をいただくことから、引き続き、宮下委員にお願いしたいと考えております。
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第11号 福島県水産業振興審議会委員候補者について、原案どおり推薦することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、原案どおり推薦することに決定いたしました。

(2) 報告事項

報告事項 ア 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第59回）の結果について

議長	続きまして、議案（2）報告事項に移ります。 報告事項ア「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第59回）の結果について」について、事務局から報告願います。
事務局（佐久間主幹）	報告事項ア 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第59回）の結果について御報告いたします。 資料の67ページを御覧ください。 通常総会は、新型コロナ感染症が落ち着いたことから、4年ぶりに書面ではなく対面で開催されました。 5月26日に東京都で開催され、本県からは今野会長と私と事務局2名が出席しました。 資料の68ページを御覧ください。 議事は1号～4号議案のとおりで、資料には、第1号、第2号議案を添付しております。内容について、後ほど御覧ください。 第3号議案の協議事項は、中央要望活動の要望書について、この総会で内容を議決し、7月11日に要望活動を行いました。 第4号議案の次期総会の開催地については、東京都での開催となります。 資料の78ページを御覧ください。 この総会で役員改選が行われ、今野会長が全国海区の会長に就任いたしました。任期は2年間になります。 併せて、全漁調連の事務局も私どもが担うことになりました。

	説明は以上でございます。
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

6 閉会

議長	これで予定された議題については終了しました。 これをもちまして、第22期第14回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。長時間にわたり、皆さま、お疲れ様でした。
----	---

令和5年7月25日



以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会長：今野 智光



議事録署名人：今泉 浩一



議事録署名人：狩野 一男

